

戸田市学校給食費補助金交付要綱

平成31年3月22日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）のうち一定の要件の下第3子以降を養育する保護者に対し、戸田市学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 戸田市立学校給食センター条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第2号）第3条第3項に規定する補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目以降の児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）を養育していること。
- (3) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当を受給していること。ただし、同法附則第2条に規定する特例給付の受給者は、除く。
- (4) 市民税及び市立の小・中学校の学校給食費を滞納していないこと。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該年度の6月から9月末日までの間に次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 戸田市学校給食費補助金申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 児童手当法による児童手当を受給していることを証する書類の写し
- (4) 市民税の滞納がないことを証する書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が個人情報調査に同意したときは、前項第2号及び第4号の書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、適否を審査の上補助金交付の可否を決定し、戸田市学校給食費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、次に掲げるそれぞれの期間に定める月の末日ま

でに支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 4月から9月まで 当年11月

(2) 10月から3月まで 翌年5月

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。